

2020年9月24日

各 位

九州植物検疫協会

輸入農業機械に対する植物防疫所による確認の実施に係る協力依頼について

当協会の運営に関して、平素より格別のご支援・ご協力を賜り、御礼申し上げます。

海外から持ち込まれる土については、様々な病害虫を含んでいる可能性があることから、植物防疫法に基づき、我が国への持込みが禁止されています。

中古の農機具や車両、建築資材等は、通例、屋外で使用されることから、土が付着した状態で輸入されることが懸念され、このうち、農業に使用される中古の機械類及び車両については、国際的な移動に伴う有害動植物の侵入・まん延のリスクがあるため、2017年の国際植物防疫条約（IPPC）総会において、「中古の車両、機械及び装置の国際移動に関する国際基準」（ISPM No.41）が採択され、現在、EU や韓国等では、中古農業機械に対する輸入検疫措置が強化されています。

このような状況を踏まえ、本年10月1日から1年間、税関の協力の下、輸入された中古農業機械に対する税関による検査の際に、可能な限り植物防疫官が立ち合い、土の付着状況等の確認を行う旨が農林水産省消費・安全局植物防疫課から（一社）全国植物検疫協会事務局に通知されましたので、取り急ぎお知らせします。

なお、この確認の結果、土の付着等が確認された場合は、土の除去等の実施について、植物防疫所から輸入者等に連絡が行われることを申し添えます。

詳しくは以下の URL を参照してください。

《（一社）全国植物検疫協会 HP》

「輸入農業機械に対する植物防疫所による確認の実施に係る協力依頼について」

[https://www.zenshoku-kyo.or.jp/publics/index/46/detail=1/b\\_id=149/r\\_id=318#block149-318](https://www.zenshoku-kyo.or.jp/publics/index/46/detail=1/b_id=149/r_id=318#block149-318)